

**借地借家法 解約申入れ 宅建 S63-12-2 <<#648>>****【問】 正誤をつけよ。**

居住の用に供する建物の期間の定めのない賃貸借契約を解約する場合には、賃貸人は、3月前に解約の申入れをすればよい。

**【答え】 誤り****<<ポイント>> 解約による建物の賃貸借の終了【★基礎必須】**

建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から**6月**を経過することによって終了する。（借家法 27 条 1 項）

期間の定めのない建物の賃貸借	
賃貸人からの解約申入れ	賃借人からの解約申入れ
正当事由が必要	——
6月で終了	3月で終了